

あした 夫婦同姓・別姓 「選べる」に なあれ！

もくじ

”私たちの裁判” 恩地いづみ 1

第2次選択的夫婦別姓裁判への道のり 3

新たな「別姓訴訟」が拓く未来 二宮周平 4

”私たちの裁判” だから陳述書を出しました 22

エール、エール、エール! 26

個個からカフェへようこそ 29



「第二次別姓訴訟@広島」の原告であり
応援団の恩地いづみです。

というたいてい笑われる。原告が応援団？何、それ？と。

私が結婚に際して「名前を変えるの、嫌だなあ」と思ってから三五年経った。夫は普通に名前を変えないのに、一方の私は強制的に「改姓させられる」って、変でしょ？改姓は妻と決まっているのではないけれど、私を変えないためには夫を「改姓させ」ないといけなくて、私が嫌なことを相手に要求したくはないし、結婚当初は変わり者の妻と見られたくないという見栄もあって、仕方なく届けを出して夫の姓に改姓した。

でも「やっぱり駄目だ、この名前は私じゃない」と、七年後にペーパー離婚。ずいぶん悩み、ちよつとは我慢もし、それでもやはり改姓したままでは心穏やかに過ごせない、と決断するまでにかかった長い時間。

その後に法制審の答申があり、選択的夫婦別姓への道が開かれると思った。も

の裁判”

応援団でもあり

恩地 いづみ



うちよつと。法改正お願い、と後押しするくらい気持ちで、民法改正の必要性を考えている仲間を募り、広島で一九九六年「夫婦同姓・別姓選択制の早期実現を求める会・広島」を立ち上げ、集会を開き、ニュースを出し、情報発信を始めた。すぐに民法は改正されて、会も打ち上げパーティーをして終わり、になるはずだった。

しかし、そうは簡単にいかなかった。同姓と別姓どちらでも法律婚ができるようにする、それだけのことなのに反対は根強く、民法改正は膠着状態に突入し、二二年経った。国会では法案が提出されても継続審議になって終わるし、それなら、と期待を込めて経過を見守った第一次別姓訴訟も二〇一五年最高裁で違憲判決は出ずに終わった。原告団・弁護団の皆さんの落胆に自分自身の落胆の思いも重ねた。

その間ずっと事実婚で暮らしてきた私たち夫婦。単身赴任で離れて暮らす夫が住民票を任地に移してしまつて、「未届けの妻」と記載された住民票もなくなり、

夫婦である何の証明もない。カードを作ろうにも家族カードは作れなかったり、今後認知症の後見とか相続とかいうことになったらどうなるん？

夫婦二人共が名前を変えないということだけで法律婚ができない。それは合憲だとか、同姓であることに合理性があるとか、「改姓させられる」のは妻か夫を特定しているのではないから夫婦に対して平等だとか。それでいいのだろうか。

それに、妻が改姓するのが多数派で、妻改姓圧力は相当強く男女不平等そのものだ。選択制も許さないと、私の別姓が他の人の迷惑になるとも言うのだろうか。公序良俗に反するんでも？結婚の時にまわりから未永く幸せに、とお祝いされるけれど、冗談じゃない、名前を失うのに幸せな気分にはなれなかった。納得できない。

とモヤモヤしていたところに第二次別姓訴訟を準備中だと知った。前回の別姓訴訟では遠くから注目していただけだったので、是非今回はしっかり応援したい



広島地裁初回入廷！（2018.7.24）

“私たち

原告であり

と、まず思った。広島会で応援体制を作れるかしらん、どうやって？ など考えるうちに、「原告の人数は多いほどいいよ」と聞き、「そうか、原告になることが応援にもなるんだ」と、原告として参加することを決めた。その時には東京での裁判の原告団のしんがりの名前のつもりだったのだが、やるんだったら広島でも裁判しよう、と。こうして「原告（広島では一人）であり応援団地いづみ」は誕生しました。「私の裁判」ですが、原告に名前を連ねない「私たちの裁判」です。それを私は応援しています。第一次別姓訴訟原告・塚本協子さんが最高裁判決が出た時にいわれた言葉を思い出します。「ここからスタートしましょう。最高裁の判決のうち五人も違憲です。もう三人で違憲判決が出ます。皆で次につなげていきましよう！」。

力強いこのメッセージを私はしっかり受け取って、繋いでいきます。今度こそ勝訴につながりますように。その先に民法改正の実現がありますように。

第2次選択的夫婦別姓裁判への道のり

- 江戸時代 ● 平民は苗字を名乗れなかった
- 1870年 ● 平民も苗字を名乗ることが可能になった
(太政官布告608号 1870年9月19日)
- 1876年 ● 夫婦別氏原則が出る
(太政官指令 1876年3月17日)
- 1898年 ● 家制度確立、夫婦同姓強制(妻は夫の家に入ることに)
(明治民法746条 7月16日施行)
- 1946年 ● 家制度廃止、個人の尊重、法の下での平等確立
(日本国憲法公布 1946年11月3日)
- 1947年 ● 民法改正法公布(家制度・戸主廃止)
- 1976年 ● 離婚時の婚氏続称を認める民法改正
- 1985年 ● 女性差別撤廃条約批准(国連 1981年発効)
- 1996年 ● 法制審議会、選択的夫婦別姓制度を導入する「民法の一部を改正する法律案要綱」答申
- 2000年 ● 男女共同参画基本法制定、旧姓の通称使用を可とする自治体増える
- 2001年 ● 国家公務員旧姓使用認められる
- 2008年 ● 96.2%が夫の氏を夫婦の姓とする(厚労省人口動態統計)
- 2011年 ● 富山県の塚本協子さんら5人が東京地裁に国家賠償請求訴訟提訴(第1次別姓訴訟)
- 2015年
12月 ● 第1次別姓訴訟最高裁判決「同姓強制は合憲」(15人の裁判官のうち5人は違憲)
- 2016年 ● 国連女性差別撤廃委員会「夫婦の氏の選択に関する法規定を改正すること」を再度勧告
- 2017年 ● 内閣府の世論調査「夫婦別氏であることは家族の一体感に影響がない」64.3%
- 2018年
1月 ● ニュー別姓訴訟(戸籍法改正を求める):東京地裁
- 3月 ● 別姓婚姻届不受理処分に対し市町村長に婚姻届の受理を求める家事審判:全国3家裁**
- 5月 ● 第2次別姓訴訟(事実婚の男女8人が提訴):広島地裁、東京地裁本庁、同立川支部**
- 6月 ● 婚姻確認訴訟(米国で別姓婚をした夫婦が、日本国に対して婚姻関係確認等を求めて提訴):東京地裁
- 8月 ● 未成年の連れ子のある再婚では夫婦同氏の強制は法律婚をする障害となるとして損害賠償を求める訴訟:東京地裁

新たな「別姓訴訟」が拓く未来

家族の多様性と個人の尊重という視点から（二〇一八年二月二六日
第四回個個からカフェにて）

二宮 周平（立命館大学法学部教授）



プロフィール

家族法、ジェンダー法、ジェンダー平等を実現する家族法体系の研究をすすめる。近著に『18歳から考える家族と法』（法律文化社、2018年）、『性のあり方の多様性一人ひとりのセクシュアリティが大切にされる社会を目指して』（日本評論社、2017年）など。『女性白書2018』（日本婦人団体連合会編、2018年）では、『こどもと教育 家庭教育支援法のねらい』を執筆。



一、なぜ夫婦同氏になったのか？

(1) 明治維新後、苗字を名乗ることが
できる〜太政官布告による規律

まず「なぜ夫婦同氏になったのか」ということから説明します。氏とは、名と組み合わせる個人を特定し、他人と識別する呼称です。にもかかわらず、なぜ結婚すると夫婦は同じ氏を名乗らないといけなくなったのか。この歴史をもう一度振り返ります。

江戸時代、農民・町民の苗字帯刀は領主の許可制で、名字を公に名乗ることはできませんでした。それを明治維新後、太政官布告によって解放していきます。一八七〇年九月一九日の太政官布告六〇八号に「平民苗字公称許可令」とあり、「自今、平民苗字被差許候事」（これから平民も苗字を名乗ってよい）とします。この布告を建議した細川潤次郎は述懐しています。

どうも天賦固有の権利を同等に持ち居りながら、人為の階級に抛りて、平民ばかりには名前のみ

を呼ばせて、苗字をいはずぬ。苗字を呼ぶことは相ならぬと申すのでありますから、随分圧制な訳です。又一方から考へると、随分窮屈な理由です。元来、人の姓名といふものは、自他の区別を相立てて、相乱れざる様にするものであつて見れば、……姓氏を其の名前の上に加えて、一層之が区別を容易ならしむるやうにせねばならぬ。

（増本登志子・久武綾子・井戸田博史『氏と家
族』大蔵省印刷局、一九九九、9頁（井戸田）

この細川の言葉を紹介した井戸田教授は、こう指摘します。「苗字公称の自由は、それまでの苗字が持っていた身分特権性、権力付与性、公称許可性を否定したものであり、苗字の質的変化があったことを意味する」と。二年後一八七二年八月二四日、太政官布告二二三五号「苗字不可変更令」が出ます。「華族ヨリ平民ニ至ル迄、自今苗字名並屋号共改称不相成候事」。木下藤吉郎は羽柴秀吉になり、豊臣秀吉になった。華族から平民に至るまでこういうふうには苗字を勝手に変えてはいかん、というのです。

しかし、苗字を名乗らない人も結構い

ました。そこで一八七五年一月一四日陸軍省から伺いが出ます。「僻遠ノ小民ニ至リ候テハ、現今尚苗字無之者モ有之、兵籍上取調方ニ於テ甚差支候。右等ノモノ無之様、御達相成候也」（地方の平民には苗字のない者がいて、徴兵名簿を作るのに支障を来している。苗字のない者がないようにしてほしい）と。

軍隊からの質問ですから、一カ月後太政官が応えます。一八七五年二月一三日太政官布告二二二号「平民苗字必唱令」Ⅱ「自今、必苗字相唱可申。尤、祖先以来苗字不分明ノ向ハ、新夕ニ苗字ヲ設ケ候様可致（これからは苗字を必ず名乗りなさい。祖先以来の苗字がわからない者は新たに苗字をつけなさい）」というわけです。

皆さん、NHKの「日本人のおなまえっ」という番組はご存じですか。古館伊知郎さんが司会をやっています。そこで、こんな紹介がありました。鹿児島地域の話なんですけど、江戸時代、鹿児島のある地域に強制移住させられた人たちがいました。痩せた土地を開墾し、本当に難辛苦をうけました。そこで明治になってこの命によって、新たに苗字をつけら

れるというので「幸福」という名をつけた
というのです。だから、この地域の人た
ちはほとんど「幸福」姓なんですね。

インタビュアーが幸福さんに「幸福で
すか」と聞いたたら、「幸福です」（笑）と
答えるんです。幸福でよかったねーって
安堵感が流れていて。実際には地域名と
か職業に関連した姓をつける例も多かつ
たそうです。皆さんも一度ご自身の氏に
ついてどういう経緯でつけられたのかた
どってみると面白いかもしれません。

一方、一八七一年四月四日に太政官布
告一七〇号「戸籍法」が制定されました。
つまり、どこで誰と一緒に暮らしている
のが国政の最も大事な情報であるとい
うので「戸籍法」を作りました。戸籍に
は「何之誰」を記載するということで、
戸主に戸内の総人員の姓名を書き出させ
て戸長に申告する。その折、戸主には家
族全員の氏名を統一するようにという要
請もあり、姓が決められ、同じ姓を名乗
ることが強制されていたのだと思いま
す。

（2）家制度と夫婦同氏

全員必ず氏を名乗れとお達しがあつた
三年三カ月後、一八七五年五月、石川県
から内務省に対して「女性は結婚した後、
生家の苗字を名乗るのか、夫家の苗字を
名乗るのか」という伺いがありました。
これに対して陸軍省からの伺いのように
簡単には答えられなかった。やっぱり難
問だと思つたんですね。

布告ではなく指令という一段落ちたレ
ベルの命令として一八七六年三月一七日、
太政官指令「女性は結婚しても所生の氏
（生家の苗字）を用いること、ただし、夫
の家を相続した場合は、夫家の氏を名乗
ること」を出しました。その基本は「夫
婦別氏原則」でした。

これに対して、婚家の氏を名乗るのが
地方一般の慣行である（宮城県）とか、
民間の慣例では、婦は夫の氏を名乗り、
生家の氏を名乗る者は極めて少ない（東
京府）など、毎年のように多くの地方か
ら疑問視する伺いもあり、混乱状態にな
りました。

当時、日本も近代的な民法を制定する

ことが要請されます。江戸時代に結んだ
不平等条約（関税自主権がない、治外法権）。
そのため、外国人が罪を犯しても、逮捕
し、処罰することができない。今でも米
軍基地はそうですが、そんな制度を改め
るためにも近代的な法律をつくり、欧米
列強国に納得してもらわなければいけな
い、という状況でした。

一八九〇（明治二三）年の民法制定過
程で、苗字という表現から「氏」に統一
されます。同時に家族の基本に家制度を
確立し、家族の基本は家であり、氏が家
の呼称となりました。

家制度というのは家族の長である戸主
が家族を統率し、家族は戸主の命令・監
督に服従し、その家の財産と戸主として
の地位は「家督相続」として、原則、戸
主の長男が後を継ぐ制度です。家族は戸
主の同意がなければ婚姻をすることがで
きず、戸主は家族の住むところを指定す
ることもできました。誰がどの家に所属
するのかを明らかにしたのが戸籍制度で、
戸籍制度と家制度は表裏一体のものでし
た。

この明治二三年民法は事情があつて施

行が延期となり、明治民法（一八九八年七月一六日施行）に作り直されます。この明治民法は左記のようになっていきます。

七三二条一項…戸主ノ親族ニシテ其家ニ在ル者及ヒ其配偶者ハ之ヲ家族トス

七四六条…戸主及ヒ家族ハ家ノ氏ヲ称ス

七八八条一項…妻ハ婚姻ニ因リテ夫ノ家ニ入ル

つまり、女性は結婚すると夫の家に入り、夫の家族の一員となる。結果その家の氏を名乗るので、夫婦は同じ氏を名乗るといふ脈絡でした。

【質問1】夫婦同氏制度は日本の伝統という考え方や夫婦の一体性を示すという考え方がありますが、この考え方は正確ですか。

【答】正確ではないです。明治以前は姓がなかったし、明治になって太政官指令では夫婦別姓でした。それ以降でも夫婦一体性なんて一言も言っていない。家制度ですから家の氏を名乗る。結果として結婚したら妻は夫の家の氏を名乗り、夫婦が同じ氏を名乗るようになったのです。

子どもは親の氏を名乗ります。血が繋がっているからではありません。子どもが生まれると親の家に所属しますから、親の氏を名乗る、結果として親子が同じ氏になる。すべては家のためというのがこの制度でした。こういう制度はどう考えても個人の尊重に反するし、男女平等・夫婦平等に反しますので、日本国憲法が制定されることよって改正されます。

(3) 日本国憲法と民法改正

第二次大戦後、民法は改正されます。

一九四六年七月一日から一九四七年七月一日、一年間かけて改正案が作成され、国会審議にかけられました。

他方、日本国憲法は一九四六年一月三日に公布され、翌一九四七年五月三日に施行されました。

憲法二四一条一項…婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2項…配偶者の選択、財産権、相続、住居の選

定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

と書かれています。しかし、憲法を施行する段階でまだ民法は議論中です。だからといって新憲法の下で、婚姻をするのに「戸主の同意が必要である」とか「親権は父親のみが行使する」では困りますので、「日本国憲法の施行に伴う民法の応急的措置に関する法律」（一九四七年四月一九日公布）というのができました。一九四七年五月三日から一月三十一日まで効力を持ちましたが、この応急措置法で民法改正の骨格が作られました。

妻の無能力規定。明治民法のもとでは、女性は二十歳になると男性と同じように自分一人で契約を結んだり自分の財産を分けたり働くこともできるのですが、婚姻によって妻となるとこの能力を失ってしまいます。裁判をすることもできないのです。なんでこんな法律にしたのでしょうか。立法者は「一家に主人は二人いない。世の中に太陽は一つだけ」と考え

たようです。夫が太陽というわけです。では妻は一体なんでしょう。月だつたらま、だいい。存在が無視されています。そこで無能力規定が廃止されました。

家に関する規定ですが、家督相続、長男だけが相続する制度も廃止しました。夫婦関係規定で両性の本質的平等に反するもの、例えば、夫婦の財産の管理権は夫にあるというのも廃止。さらに、男三十歳、女二五歳までは婚姻する場合、父母の同意が必要でしたが不要に。当然、親権は父親にあるのではなく、父が親権者という原則もなくし、婚姻中は父母の共同親権。明治民法では妻には相続権がなかったのですが、配偶者相続権を確立。こうしたことが応急措置法で決められました。

これを明文化したのが改正民法です。翌年一九四七年七月二三日〜一二月二二日、国会で審議され成立、翌一九四八年一月一日から施行されました。今年は二〇一八年ですから、ちょうど施行から七〇周年になります。明治民法よりも息長い民法になっています。

こうして家制度は廃止され、家族を、

夫と妻、親と子、親族相互、個人と個人の関係として規定しています。個人を基礎にしたわけです。「個人の尊重」ですね。つまり民法に家族を団体として捉える規定は存在しないことになりました。民法二条「この法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等を旨として、解釈しなければならぬ。」ということ、解釈の原理にもなりました。

(4) 民法七五〇条（夫婦同氏規定）の制定

ところが、民法七五〇条「夫婦同氏規定」が制定されます。家制度は廃止しました。家制度の下では氏は家の呼称でした。この家が廃止されるわけですから、氏は何になつたかという、個人の呼称になつたはず。氏は何になつたかという、個人の呼称になつたはずです。

しかし、一九四六年八月一日「民法改正要綱案」（法制審議会第二回総会決議）には「第八 夫婦は共に夫の氏を称するものとすること」と定められています。

もう一つ別の案もありました。それは、一九四六年八月一日「民法改正法案第

一次案」ですが、「夫婦ハ共ニ夫ノ氏ヲ称ス、但シ当事者力婚姻ト同時ニ反対ノ意思ヲ表示シタルトキハ妻ノ氏ヲ称ス」（第六次案まで）という案でした。

当時、憲法も民法もその他の法律も制定するときにはGHQ（連合軍総司令部）の指導を受けました。例えば憲法というと、日本政府が作った案は、国民主権をうたうはずが天皇主権のまま、たつたし、戦争放棄の規定もない。基本的人権尊重規定も大日本帝国憲法のまま。これでは日本の民主化はおぼつかないというわけでGHQが介入し、原案を示しました。それが日本の国会で承認され、制定、公布されたのが現在の日本国憲法です。

民法はどうだったのでしょうか。GHQは「夫の氏を称することを原則とし、反対の意思を表した時は妻の氏を称する」という点を、男女平等の観点に反すると厳しく批判しました。そこで日本政府が一九四七年六月二四日（第七次案）に出したのが「夫婦ハ共ニ婚姻ノ際ニ定ムル所ニ從ヒ夫又ハ妻ノ氏ヲ称ス」という現行規定です。

GHQの批判に対して、起草者、後に

最高裁の長官になる村上朝一さんは「当事者の意思は夫の氏を称するのが通常だから、特に妻の氏を称するといわなければ夫の氏になるというだけで、どちらでも自由に選べるのだから、それが憲法の男女平等の精神に反するということのようなことは夢にも思わなかったのです」（我妻栄編『戦後における民法改正の経過』日本評論社、一九五六、一三二～一三三頁）と述懐しています。したがって「たいしたことないからというので簡単に直した」のであり（同一三三頁〔村上〕、「表現を変えた、だけでしよう。実質的には何の関係もない」（二三二頁〔長野潔〕）という認識でした。

【質問2】夫婦同氏の根拠について、立法者は何か説明しているでしょうか。

【答】全然何も説明していません。に思います。夫の氏にするか妻の氏にするかどっちも選べるんだということは男女平等のようですが、なんで一緒にしなきゃいけないのかということに関しては説明していません。

全くその通りで、なんの根拠も説明し

ていません。当時、明治民法はまだ四八年の歴史しかありませんでしたが、同じ氏を名乗るのが当然という家制度が浸透していたので夫婦は同じ氏になるのが当然だ、というこれまでの慣行をそのまま踏襲した考え方しかありませんでした。夫婦が同じ氏を名乗ることによって婚姻共同生活の一体性を守る、当時のドイツ民法は、夫婦同氏の根拠をきちんと説明していたのに比べると、根拠が薄弱です。

同じ氏は当然だというのは、実は家制度維持派を説得する多めの理屈として使われました。当時は家制度をよしとする人がいっぱいいたんです。国会議員には財産とか名譽、地位がある男性が多いのですから家制度は守るべきと思われるのです。ところが、家制度廃止はGHQからの至上命題でした。そこで次のような妥協的な見解を述べました。

(5) 氏と家族共同生活の関係

一九四六年八月二二日（臨時法制調査会総会）、夫婦は別の氏にするというような話も出ていたこのことです。民法改

正において主要な役割を担った我妻栄は次のように述べています。

夫婦は氏を同じうして、共に夫の氏を称するのだ、それから養子に行けば養家の氏を称するのだ、離婚に依って夫婦別れをすれば氏を異にすることになるのだ、又嫁入った人が夫に死別して実家に帰るといことになれば、之は又元の氏にかえるのだという、我々の家族共同生活が或る場合に集り、或る場合に分れるというのを、氏を変更するという、そういう観念で現していこう、そうしてそれを基礎として、親が子供に対して親権を行使する場合には氏を同じうする親といういき方はいこう、……又扶養というようなことも、氏を同じうするかしないかという所を一つの拠り所として之を考えていこう、かように氏というものを頭の中に考えまして、その氏を同じうするか、しないかということが現実の共同生活が一緒にいる、ならぬという所を抑える一つの拠り所にしようという風に考えている訳であります。

（我妻栄・前掲書二五一頁〔我妻栄〕）

家制度は廃止する、だけど、氏を同じうする者が家族生活をするのだから、親

子同氏、夫婦同氏になるという説明です。

憲法学者の宮沢俊義はこの欺瞞を見破りました。「家破れて氏あり。家制度はなくなった、だけど氏がある。結局、夫婦同氏親子同氏。離婚したり死別すると元の氏に戻る、そして子どもの氏と親の氏が一緒かどうかを家族であるかどうかに関連づける。ということは氏は家と変わらないじゃないか。」（「家破れて氏あり」法律タイムズ一巻六〇七号、一九四七、二五頁）という批判です。

また当時の若手民法学者、実務家の人たちでつくった民法改正案研究会（磯田進、内田力蔵、川島武宜、熊倉武、来栖三郎、杉之原舜一、立石芳枝、野田良之、野村平爾、山之内一郎、渡邊美恵子）は、「氏は家と異ならぬ」「民主化の不徹底」「民主的親族相続法では氏は唯各個人の符号であり、それ以上の内容をもつべきではない」、つまり、氏の異同に親権の帰属や扶養の義務を関与させるのはおかしいと指摘し、「氏というような『家』の觀念のつきまとった文字を捨てて『姓』と改めることが望ましい」（民法改正案研究会「民法改正案に対する意見書」法律時報一九卷八号、一九

四七、五頁）と厳しく批判しました。

最終的に、氏が同じかどうかと親権の帰属や扶養の権利義務とは無関係になりました。そして氏は個人の呼称なんだけれども、個人の呼称には純化されず、夫婦同氏、親子同氏、離婚や離縁をすると元の氏に戻る、家族関係と氏の変動とが連動する、という仕組みになりました。

かつ、一組の夫婦と氏を同じくする子を単位として戸籍を編製するという原則を採用しました。実は戦後の改革時にGHQは、戸籍制度と家制度とが一体化している、だから、家制度を廃止するのだから戸籍制度もやめて個人単位の登録簿にするべきだと言いました。しかし日本政府側は「それはもつともだ、それが望ましい。だけど日本はいま経済的に逼迫して紙がない。個人籍にすると紙がたくさんいる」と言います（笑）。一見するともつともな理由です。もう一つ「これからは、夫婦と子から成る家族を基本とし、家制度の復活などは考えていない」とも言いました。それでGHQも了承したのです。

しかし、「一組の夫婦と氏を同じくす

る子」という家族に該当しない家族形態への差別感情を生み出すことにもなりました。たとえば、離婚して氏の異なる父親あるいは母親と子どもは家族ではない、あるいは婚姻外で産まれた子どもはイレギュラーな家族だ、などです。

夫婦の氏となった方を戸籍筆頭者とし、順次、夫・妻・子が記載されていきます。離婚をすると、氏を変えた方に×印がついて除籍されます。昔、離婚のことを「バツイチ」と言ったのは、ここから来ています。今はコンピュータ式の戸籍なので×印はつけられませんが、「除籍」という言葉が入るだけになりました。

ともあれ、戸籍筆頭者は戸籍の見出しとして特別な意味を持ちます。例えば、筆頭者の夫が死亡した場合、妻が筆頭者に繰り上がるかという点、繰り上げ当選はありません。「筆頭者して戸籍を残す」です。そこで戸籍筆頭者に執着・未練を残す男性が多く、夫婦の氏として夫の氏を称することと相まって、今でも戸籍筆頭者が夫であることが圧倒的に多いです。氏は自分たち家族の呼称（ファミリーネーム）だと受けとる人たちもいますが、筆

頭者欄があつて、夫婦の氏になつた方が戸籍筆頭者になります。これは意識の上で「格差」をもたらすのではないでしようか。

【質問3】二〇一七年の統計では、夫の氏を選択する人が九五・九%です。まさに立法者の予想通りになりました。なぜこのような数値になつたんでしょうか。

【答】夫は会社で働くのに氏が変わると困るから。

夫は外で働く、社会的活動をするので氏が変わると混乱したり、社会的な信用や実績が中断したりするから変えられない。女性は家庭生活に入るから姓が変わってもいい。それを話し合ひで決めればいい。つまり、妻は「あなた、仕事がんばってくださいよ」と愛という名で、夫の氏を名乗り、家事・育児などを担つて家族を支えていくわけですね（笑）。それうかがわせる資料がありました。

一九六四年に大手の電力会社が社員の妻に配布した「家庭教育」のテキストです。

*会社をひけて我が家の玄関の戸をあけただけで、ほつと心の休まるような家庭があつて、今日の疲れが回復し、明日への活動力の源となる。

*夫が妻に望むこと

第一条 毎日ここに顔で送り出し、毎晩ここに顔で迎えること

第四条 化粧を忘れぬこと

第八条 会社が大事か家庭が大事かなどと追ひ詰めないこと、

第十三条 家庭において亭主関白にしてやること

(木下律子『王国の妻たち』径書房、一九八〇)

昔、「関白宣言」(さだまさし)という歌がありました。会社もそうしてくださいと言つています。もう一つ、一九八〇年代、大手の宅配便会社が従業員の家庭に届けた「主婦の健康管理術」というのがあります。

拝啓 主婦様

あなたの能力が夫、家庭を支えます。夫には一生懸命働いてもらわなくては困ります。だから夫が元気であるために、あなたがしっかり健康管理に気をつけましょう。一家の主婦は家計の

やりくりから、家族ひとりひとりの面倒をみ、炊事、洗濯、掃除など、家庭を維持していくための活動、いいかえるならば家事のすべてを担当しています。夫がすこやかに職場で全力投球し、子どもを丈夫に育て、お年寄りの世話をし……

(桜井陽子・桜井厚『幻想する家族』弘文堂、一九八七)

と続きます。さきほどお答えになつたように、性別役割分担「夫は仕事、妻は家庭」というのが当時の社会の標準的な家庭像でした。この流れでいくと、姓は妻が譲ることになります。働いている夫の方が社会生活上、不利益が生ずる可能性が高いので夫の氏を夫婦の氏にしようというわけです。

また、家意識の名残りもありました。家制度が五十年足らずですが続くなかで、結婚したら夫の家の氏を名乗るのが当たり前になつていきます。一気に変わるわけではない。それが九六対四に反映しています。少数の選択をする人は、まず夫を説得し、夫の両親に説明し、自分の親にも説明します。家族中に説明します。会社で説明し、地域で説明し……。説明の連

続です。疲れ切つて「もういいわ」と思つてしまうのかもしれない。それだけ壁が大きいということだす

二 選択的夫婦別姓への動き

(1) 夫婦同氏強制の問題点の指摘

しかしこの間、選択的夫婦別姓への動きもありました。一九五九年「法制審議会民法部会身分法小委員会」が提示した仮決定及び留保事項です。戦後の民法改正はわずか一年半の急ごしらえ。その後も検討を続けようと委員会は続けられていましたが、一〇年経つて課題を列挙したのです。

その課題の留保事項の一つに、夫婦別姓のことを「異姓」という言い方をしていますが、「夫婦異姓を認むべきか」という項目がありました。また、東京大学法学部の民法学者・加藤一郎教授は次のように述べていました。

氏が変わるといふことは、社会的活動をして
いる者にとっては不便と苦痛をもちますことが少

なくないが、その負担は事実上女の側に負わされている。現行法ではどちらかが氏を改めなければ婚姻できないことになっており、改氏が強制されている点に問題がある。この点は夫婦の同氏を強制せず夫婦の別姓を認めることによつて解決しうる。夫婦別姓論に対しては、夫婦の一体性などを理由とする反対論もありうるが、将来女の社会的活動が増大していくことを考えれば、夫婦の別姓を認めることが妥当である。
(加藤一郎「男女の同権」『家族法大系I』有斐閣、一九五九、三三三頁)

一九五九年の論文です。先見の明と言いますか、約六〇年後もこの論文が通用することが悲しいです。

(2) 婚姻に関わつて本人の意思によつて氏を決定できる仕組み

実は婚姻に関わつて、本人の意思によつて氏を決定できる仕組みが戦後の民法改正で設けられました。生存配偶者の復氏(民法七五一条一項)です。結婚改姓した方の配偶者が死亡すると、婚氏のままで行くか、復氏するか、自由選択ができる

ようになりました。明治民法では、配偶者が死亡しても、嫁入りですからその家に所属します。家を出ると旧姓に戻るといふ扱いになっていました。

「国際婦人の一〇年」の翌一九七六年、「男女差別につながるような規定はなくしましょう」という動きの一つとして設けられたのが、離婚の際の婚氏統稱制度(民法七六七条二項、一九七六年法律六六号)です。

結婚改姓します。その氏で例えば選挙活動をして議員になったり、生命保険の外交員として活躍をして管理職になったりする。離婚をすると婚姻前の氏に戻ります。離婚復氏です。改姓した方は、結婚時の氏で社会的活動をしているわけですから、選挙に当選しないかもしれない、保険の外交をして名刺を見せても知りませんといわれるかもしれないという不利益を感じました。

離婚するとお母さんは旧姓に戻ります。子どもは結婚中の夫婦の氏、すなわちお父さんの氏を名乗っていますから、お父さんの戸籍にいます。離婚をして母親が親権者になるケースがどんどん増えてき

ました。母親が親権者で、一緒に暮らしているんだから戸籍も同じ氏にしたいなというので、子どもの氏をお母さんの氏に変更することができのですが、氏の変更をすると、子どもは学校でお父さんの氏からお母さんの氏に変わりましたということを言わざるをえません。それは子どもにも酷だということで、離婚をしても婚姻中の氏を名乗り、母と子どもが同じ戸籍に記載できるようにした制度が、離婚の際の婚氏続称制度です。いったん離婚をすると、旧姓に戻るのですが、離婚から三カ月以内に届出をすれば、離婚の際に称していた氏、すなわち、婚姻中の氏を称することができるようになりました。

八四年になると、国際結婚についての改正がありました。外国人と結婚した日本人はどういう扱いになるのか。国際結婚の場合に適用される法律ですが、その外国人が日本人と一緒に日本で暮らしていれば、常に暮らしている国の法律、つまり日本の民法が適用されます。

ところが氏については夫婦同氏が強制されません。なぜかという点、外国人は戸籍に記載されないからです。夫婦同氏

にすると、外国人を戸籍に記載せざるを得なくなり得ます。それは戸籍の大原則に反します。だから、結婚しても同氏にすることができない、夫婦は別々の氏だということになりました。

でも、結婚した女性のなかには、結婚したのだから夫の氏を名乗りたいという人がいます。圧倒的多数が夫の氏を名乗っていますから、国際結婚をしても夫の氏を名乗りたいという方がいるのは当然です。そこで、戸籍法上の届出、婚姻から6か月以内に届出をすれば、外国人配偶者の氏に変更ができます。ただし、これはカタカナになります。戸籍に記載するのですからカタカタ姓になるわけです。

死別・離婚のときには三カ月以内に届出をすれば元の氏に変更できます。今述べたのはすべて戸籍に記載される氏ですから、戸籍上の氏です。なぜ日本人同士の婚姻の場合にのみ婚姻中の氏を強制される、婚姻前の氏をこの婚氏続称や国際結婚の場合のように名乗ることができないのか。これは、法の下の平等に反するのではないかということ、今、裁判が行われています。

(3) 市民運動に込められた思い

一九八〇年代後半から九〇年代前半に、女性たちが夫婦別姓運動を展開しました。「選択的夫婦別姓を実現する会」「夫婦別氏の法制化を実現する会」「夫婦別姓選択制をすすめる会」「結婚改姓を考える会」などです。女性ばかりではありません。女性のパートナーや、同氏強制はおかしいと思っている男性の会員もたくさんいました。

こういう運動が起こってきた背景として二つ考えられます。一つは一九八五年の男女雇用機会均等法の成立です。それまでは大卒男子のみ募集が多く、女子は公務員になるか学校の先生になるか。専門資格、医師、看護師とか弁護士とか司法書士などの資格をとる以外、男性と同じ条件で働くことができませんでした。それは、国連女性差別撤廃条約批准にあたっておかしなこと、均等法が成立し、大卒の男女が共に雇用されるようになりました。

この差別撤廃条約の中には「氏を選択する夫及び妻の同一の個人的権利」という規定があります。圧倒的に夫の氏を夫

婦の氏にする現状のもとで、事実上、妻は自分の氏を夫婦の氏にすることができません。こういう実質的な差別を問題にすることで、男女同一の個人的権利があるとはいえないと現行制度を批判することが可能になりました。名刺を持つて働く女性が増えると、改姓による個人の特定識別機能が低下します。信用実績が中断されます。そこで、選択的夫婦別姓を望む声があがりました。

一方で、これらの市民運動を展開したのは働く女性ばかりではありません。専業主婦やボランティア活動をする女性もたくさんこの会に参加しました。それは自分の氏名への愛着です。結婚改姓することによって夫の家の嫁として扱われ、自分自身でなくなったような気がするという自己喪失感です。こういう扱いはおかしいんじゃないか、自分も一人の女性として処遇されたいという思いが、選択的夫婦別姓への共感となったのです。自分の姓を取り戻すことによつて、自分自身を取り戻したいということです。

当時の息吹を伝える本がたくさん出ています。星野澄子著『夫婦別姓時代』氏名とわたしの自然な関係』（青木書店、一

九八七）。青木書店のベストセラーになりました。毎年のように版を重ね、九四年で七刷までいっています。福島瑞穂・榎原富士子・福沢恵子著『楽しくやろう夫婦別姓』これからの結婚必携』（明石書店、一九八九）。東京弁護士会・女性の権利に関する委員会編『これからの選択 夫婦別姓』（日本評論社、一九九〇）、高橋喜久江・折井美耶子と二宮三人の共著『夫婦別姓への招待』個と家族の関係を新しい風を』（有斐閣、一九九三）などなど。

これらの書名に表れているように、単に信用実績が中断されるのが嫌だ、呼称の自由、だというに自分の生き方、夫婦のあり方、あるいは自分らしさを重ねて個人を尊重する社会、そういう社会への思いが込められていたように思えます。



(4) 氏名の人格権的把握

その頃、重要な判決（最高裁一九八八年二月一六日）がでます。在日韓国朝鮮人の崔昌華さん、民族語読みをするとチェ・チャンホアさんという方がいます。当時、在日の人は五年に一度の指紋押捺を義務付けられていました。日本で生まれ、日本で育っているのに、なぜ指紋の押捺をしないといけないのか。これは在日の人を犯罪者のように見る差別意識だとして、指紋押捺に反対する市民運動をチェさんは展開していたのです。

この運動がニュース報道されるということになったとき、チェさんはNHKに対して「私の氏名を日本語読みしないでください。自分の氏名はチェ・チャンホアです。民族語で読んでください」と申し入れました。しかし、NHKは「崔昌華さんが指紋の押捺を拒否しました」と報道したものですから、彼はNHKに対して損害賠償請求をしました。

請求額は一円なので、「一円訴訟」とも言われます。金額ではなくて、こういう慣行に対しての異議申し立てです。当時はNHKのみならず、あらゆるマスメディア、

そして私たち自身も、韓国朝鮮の人の名前は漢字を使っていたので日本語読みをしていました。そこで最高裁は「NHKは特にチェさんに害を与えるためにこういう読みをしたわけではない」とし、チェさんの損害賠償請求は、棄却されました。

しかし、最高裁はとても重要な理屈を述べていました。すなわち「人は他人からその氏名を正確に呼称されることについて、不法行為上の保護を受けうる人格的利益を有するものというべきである」。だから「正確に読んでもらう利益がある」というのです。この理論の前提として「氏名は、社会的にみれば個人を他人から識別し特定する機能を有するものであるが、同時に、その個人からみれば人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の内容を構成するものというべきである」と述べ、「氏名は人格権」であることを明示したのです。

氏名が人格権であるならば、氏名を構成する氏も人格権の一内容になるはずで、日本は個人を氏のみで呼ぶことが多いですから、個人の意思によらずに改姓

されることは人格の自己同一性を侵害します。人格権侵害ではないかという疑いが出てきます。

(5) 民法改正案要綱

このような夫婦別姓を求める市民運動と、裁判所の「氏は人格権の一内容を構成する」という裁判所の後押しもあって、民法改正の動きが始まります。

一九九一年一月、法制審議会が見直しに着手します。翌九二年一二月、論点整理の中間報告が公表されパブリックコメントがなされます。九四年七月、民法改正要綱草案が公表され、同じようにパブリックコメントがなされます。その結果、圧倒的に選択的夫婦別姓を支持する意見だったので、その意見を取り入れた民法の一部を改正する法律案要綱が成立しました。

この法案では、婚姻の際に夫婦同氏、夫婦別氏を自由に選択できます。別氏を選択した場合には、婚姻の際に、子の氏を父または母の氏のどちらかに定めておく。つまり、兄弟姉妹で氏が異なること

のないようにという配慮に基づくものでした。施行規則で、すでに婚姻している夫婦も、施行後一年以内であれば、共同の届出で別氏が選択可能になるというものでした。

こういう案の説明として、法務省民事局は、一番に国民の人生観価値観が変化し多様化したこと、二番目に、女性差別撤廃条約を批准し国内行動計画を立て男女平等を促進する政府の方針であること、三番目には、市民運動など夫婦別氏導入の動きをあげています。さらに諸外国の動向や判例の変化とこともあり、民法改正案ができました。

【質問4】この法案は政府から国会に上程されていません。なぜでしょうか。

【答1】私にはさっぱり理解できません。

【答2】与党側に選択的別姓を認める国會議員が多数になかなかならない。国民の意見より、立法院、国会の問題が大きいのではないかと思います。結局、こういう人たちを当選させている私たちはどうなんだという話にはなりますが。

でも、そうした国会議員を支える一連の動きもあります。ある特定の団体ですが、「夫婦別姓にすると家族がバラバラになる。親と子どもが氏が違うと親子の絆が崩れる」といって、草の根的に反対署名を集めたりすることがありました。

その署名を国会議員に、特に自民党に届けるわけです。すると、その団体の母体がありますから、その署名プラス自分の個人的な価値観としても夫婦親子同じ氏であるべきということが一体化することによって、ますます反対に突き進んでいくということになったんだと思います。

その後、二〇年近く放置されていきました。こうしていつまでたっても国会で議論がされません。そこで、事実婚や通称使用をしている人たちが裁判を起こしました。何を訴えたかというところ、「立法不作為による国家賠償」です。要するに、夫婦別姓をしたいと思っても、それが実現できない人にとってみると、自分の氏を名乗る権利が侵害されているように思う。なのに、国会議員はそのための法律を修正しようとしていない。サボっている、立法不作為である。これは重大な過失であり

国民の権利を侵害している。これは公務員不作為から生じた損害だから、国が賠償せよという、こういう裁判を起こしたのです。これが第一次夫婦別姓訴訟です。ところが、最高裁大法廷は、一〇対五で夫婦同氏制度を合憲としました。

(6) 第一次夫婦別姓訴訟(最高裁大法廷二〇一五年二月一六日判決)

さて法廷における多数意見はどのようなものだったのでしょうか。

「家族は社会の自然かつ基礎的な集団単位だから、氏をその個人の属する集団を想起させるものとして一つに定めることにも合理性がある」「婚姻の重要な効果として、夫婦間の子が、夫婦の共同親権に服する嫡出子となるということがあるところ、嫡出子であることを示すために子が両親双方と同氏である仕組みを確保することにも一定の意義がある。いずれの親とも等しく氏を同じくすることによる利益を享受しやす」といえる」

こういう家族観のもとに夫婦同氏制度

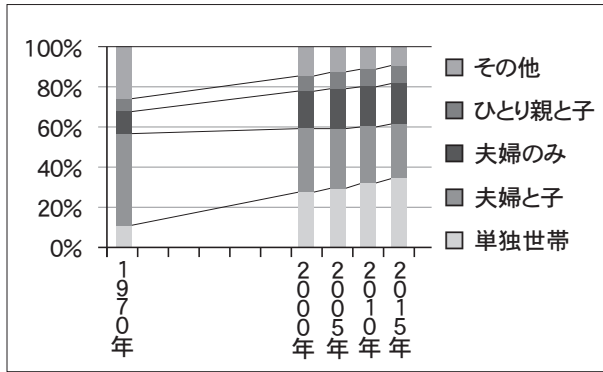
は憲法違反ではないと判断しました。

ただし、現行制度の問題点も指摘しています。氏を改める者の不利益、夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数であるということの理由。夫婦同氏制度があるから婚姻をすることができない人たちの存在、そういうことを認めて「これらのことを配慮しながら国会で議論を尽くしてほしい」と言ったのです。

ところで、この多数意見「家族は自然かつ基礎的な集団単位である。だから同じ氏を名乗ることに合理性がある。嫡出子が両親の氏を名乗ることには、一定の意義がある」という家族観の問題はないのでしょうか。

五年ごとに行われる国勢調査によると、(次頁参照)世帯構成に大きな変化があり、多様化しています。夫婦と未成年の子、これが中心の家族だということはもう言えません。最高裁は「家族の一体性」を示すと言いましたが、その「家族の一体性」というのは、夫婦と息子です。娘は結婚改姓して夫の家の氏に改めてしまわうわけですから、「家族の一体性」と言っ

5年ごとに行われる国勢調査による世帯構成の変化



1970年から2015年までに単独世帯は3倍以上に増加。夫婦と子から成る世帯は20ポイント近く減少。夫婦のみが二倍に増加。その他世帯（三世帯同居も含む）が半数以下に減少。

その他2016年の数値で、出生率低下（1.43）、平均初婚年齢上昇（男性31.1歳、女性29.4歳）第1子を産む女性の平均年齢上昇（30.7歳）、50歳時の未婚率（生涯独身率）上昇、（男性23.4%、女性14.1%）、20万件超の離婚件数（216,798件）、毎年20数万人の未成年子が親の離婚を経験、高齢化率（65歳以上の総人口に占める割合）上昇（27.7%）など。

でも、結局、生家の氏をそのまま名乗り続けられるのは男性だけです。ということは、家制度と全く一緒です。「家破れて氏あり」と宮沢俊義が言ったことは当たっているように思います。

離婚することによって、父親と氏が異なる子どもたちもたくさんいます。そういう子どもたちも嫡出子です。両親と同じ氏を名乗る利益というものは離婚するとなくなりません。そういう子どもたちを最高裁は排除しようとしているかのようにも読めます。

三．さらなる挑戦へ

「新たな「別姓訴訟」が拓く未来

日本政府は、国内で女性差別撤廃条約をどれだけ実現したかを国連女性差別撤廃委員会に報告しなければなりません。二〇〇三年、二〇〇九年、二〇一六年、最高裁大法廷判決が合憲とした後も女性差別撤廃委員会は選択的夫婦別氏制度の導入を日本政府に勧告しています。

内閣府の世論調査に大きな変化がありました。二〇一七年の年末に行われた調査によると、選択的夫婦別氏制度導入可

が四二・五%で過去最高値となりました。反対は、二九・三%で過去最低値です。

七〇歳未満すべてで導入可が反対を上回ります。六〇歳未満では反対は一〇%台に落ち、五〇歳未満では導入可がほぼ五〇%に上昇しました。この国連の女性差別撤廃委員会日本政府は世論が賛否拮抗していますという言い訳をし、国会で野党議員から質問を受けると「賛否拮抗してしますので慎重に判断をして」と言っていたのですが、もうこの数値からは、そうした抗弁は通らないことがわかります。

今、四つのタイプの夫婦別姓訴訟があります。時間の関係で、連れ子再婚したカップルのケースについては、今回は割愛させていただきます。

一つ目は、民間企業の男性経営者、サイボウズ社の青野さんが、妻の氏を夫婦の氏としたために、自社株の名義変更などで過大な出費が生じたことを具体的損害として示し、婚姻後に旧姓を戸籍上の氏として使用できないこと、つまり、離婚をすれば婚氏続称があり、国際結婚、たとえ同氏も別氏も選択できるのに、なぜ婚姻した夫婦だけ旧姓を戸籍上名乗れないのかということ平等原則違反として

国家賠償請求訴訟を起こしました。

二つ目は、二〇一八年の三月、恩地さんをはじめ四組の事実婚カップルが婚姻後の夫婦の氏欄の、夫の氏および妻の氏の双方にチェックを入れ、かつ、夫は夫の氏、妻は妻の氏を希望しますと明記した婚姻届の受理を命ずる審判を家裁に求めて裁判を起こしています。五月には第二次夫婦別姓訴訟国家賠償請求訴訟も提起されました。

三つ目は、二〇一八年六月、ニューヨーク州でニューヨーク州法に基づいて婚姻したカップルのケースです。日本人夫婦が外国で暮らし結婚する場合は、その国の方式でできます。もちろん重婚でも近親婚でもなく、婚姻適齢に達していますので有効に婚姻は成立しました。しかし大使館・領事館に届出をすると「夫婦の氏を決めてください。そうしないと戸籍に記載されません」というので、このカップルは結局届けをしませんでした。有効に婚姻は成立しているのに、戸籍では婚姻が記載されない。戸籍によって婚姻を証明することができない。これは日本政府の責任だということで、婚姻関係の確認訴訟を起こしています。

このように、いくつもの訴訟が提起されました。おかしいことはおかしいと言うこと。それが、やがて社会や制度を動かす可能性につながるのではないのでしょうか。

最後に、婚外子の相続分差別については、一九九五年に一〇対五で合憲とされました。二〇一三年、一八年後に今度は一四対〇、全員一致で違憲と判断されました。この夫婦同氏強制制度を違憲とするのに一八年もかかったら困りますが、こうやって訴え続けられた当事者がいるからこそ法改正が実現したのです。ですから、私はこういった皆さんの訴訟を支援したいと思っています。

四. 前もつてのくひかのご質問に答えて

(1) 子どもの姓

子どもの姓をどうするかという問題です。法案では「婚姻届けをするときに、父の氏か、母の氏かを決めておく」というものでした。しかし、不妊の方、子どもは作らないという選択をする方、高齢者の方もいて、一律にどつちかの氏を子どもの氏にせよというのは介入の度が強

すぎると思います。

それで私は、氏名は個人の人格の象徴なので、子どもの氏も子ども自身が決めればいいと思っています。父の氏にするか、母の氏にするか、可能なら第三の氏を選ぶか、子どもが決める制度が望ましいです。でも、子どもは生まれたばかりですから判断能力がない。親が子どもの代わりに決める。別姓夫婦の場合には、子どもが生まれたときに父母で協議して決めればいい。協議が整わなければ母の姓にすればいいのです。

婚外子は母の姓を名乗りますから、嫡出子もそれだと思います。それに母親は、十月十日おなかの中で子どもを養育しています。その実績と労苦に報いるというので、お母さんの氏にすればいいのです。そして子どもが一五歳になったときに、自分の意思でどちらかの氏に変更できるようにする。「子どもファースト」で行きましょう。

(2) 戸籍

戸籍については、一九九六年の民法改正案時に二つのアイデアが出されています

した。一つ目は、夫婦別氏にするので「別氏別戸籍」。子どもはたいがい夫の氏を名乗ることになって夫の戸籍に書かれることが多くなります。しかし、この別氏別戸籍ですと、一組の夫婦と氏を同じくする子を単位としていますから、夫婦単位が維持できなくなります。二つ目は「別氏同戸籍」。夫婦は同じ戸籍に記載されますが、氏を同じくする者で編製するという同氏同籍の原則が維持できなくなります。法務省は後者での対応を考えていたようです。

どちらにしても、戸籍制度の編製原理を維持できなくなる恐れがあります。私は個人単位編製が望ましいと思います。家族単位の戸籍を維持したい側からは、個人単位化の契機となりうる選択的夫婦別姓に危機感を持つかもしれません。

韓国には憲法裁判所があります。二〇〇五年二月、その憲法裁判所が、戸主制、日本の家制度に近いものですが、これを男女平等の見地から憲法不致との判決を下し、同年三月、たった一か月で民法を改正し、戸主制を廃止しました。あわせて戸籍制度の改革もします。これはちよつと時間がかかって、二〇〇七年五月、家

族関係登録などに関する法律が成立し、翌年一月一日から施行されました。

これは、個人単位です。自分の登録地と自分の番号、それから父母の氏名、配偶者がいれば配偶者の氏名、子どもがいれば子どもの氏名、これを順次書いていきます。だから、子どもの家族関係登録簿には自分と父母しか書かれていません。結婚すれば配偶者、子どもが生まれれば子どもを加筆するというやり方です。

この登録簿に基づき、次の五つの証明書が必要に応じて交付されます。家族関係証明書（登録基準地、本人、父母、配偶者、子の氏名、生年月日、住民登録番号、性別）。次に基本証明書（個人登録基準地、出生、国籍、名前を改めたら改名等）。婚姻関係証明書、二種類の養親子関係に関する証明書です。日本のような家族単位の戸籍謄本といったものではありません。

(3) どのような未来を拓くか

最後に、同姓を選択する人、シングルを選ぶ人にとっての波及効果、それから別姓が認められることによつて、どのような未来を拓くのかというご質問です。

選択制なので、同姓・別姓どちらでも自分のライフスタイル、自分の意思に応じて選ぶことができます。「個人の尊重」です。一九九六年当時、この制度を議論したとき「選択が駄目なんだ。自分で決めることができない、どっちかにしてくれ」という意見もありました。自分で考えるのが面倒という大勢順応型の人はいる。しかし、自分で考えよう！という提起をしたのがこの制度です。

さらに、それぞれの選択を尊重する、家族の多様性を承認するなど、人の選択に対して寛容な社会をつくる。それが、自分たちも家族、あなたたちも家族として包摂する関係へ、成熟した社会へと変えていくのではないかと期待しています。と同時に、性別役割分業という構造を転換する可能性が選択的夫婦別姓にはあると思います。氏を変えることによつて、夫を支え、家事育児に従事してきた、そういう性別役割分業が日本の社会には根強く残っていますから。だから実際に選択する人は少数かもしれませんが、でも「自分はこのように生き方をします」と堂々と宣言するので、性別役割分業に対する影響も大きいのではないかと思います。

●会場との質疑応答

【質問1】（広島）…二つあります。一つは、GHQは「女性の解放」に力を入れましたが、夫婦同氏にすることと民主化についてどのように考えたかということ。

もう一つは、氏というのは個人の認識を識別するものだとことですが、それに加えて、その内実は社会との回路、社会関係をつくる一つではないかと思えます。私は事実婚を選択しましたが、改姓によって嫁という社会的関係性を強いられていくということがとても苦痛だったように思います。先生はどうお考えになりますか。

【回答】夫婦同氏に対してGHQがどう思っていたか。実は材料がないのでわかりません。推測なのですが、この当時はこの国でも結婚すると夫の氏を名乗るというのは当たり前な時代でして、アメリカでもそうでした。夫が社会的地位があれば夫の氏を名乗った方がステータスが上がりやすい。だからあまり意識しなかったんじゃないでしょうか。ただ、理

屈から言って、夫の氏を原則にしたことは形式的に明らかに平等に反する、そういう指摘ではなかったかと思えます。アメリカもイギリスも氏に関する法律はありません。慣例、慣習です。強制されているわけではありませんから、別々の氏を名乗ることもできたんですが、実践する人は少ない。議論に上がるのは、七〇年代フェミニズムの動向以降になります。

それから、氏というのは個人を特定識別する機能だけでなく、その人の持っている社会関係を表すものであり、社会との回路であるという指摘は、なるほどそういう見方もあるのかと感銘を受けました。自分は家庭生活に入るし、夫の家の一員として、夫の家族を守っていききたいという選択をする方も当然いておかしくない。自分の意思に基づいて社会との回路、社会との関係を考えることが人格的発想に繋がります。自分の意思に基づいて姓を変える、基づかない場合には変えることを強制してはならない。法制度として夫婦同氏強制はやはり間違っていると思えます。

【質問2】（東京）…私は△△と申しま

す。△△というのは実は通称です。先ほどの青野さんと同じ立場です。青野さんの論法は、民法七五〇条ではなくて、戸籍法をいじればことが足りるんだという論理構成になっていると思えます。この論法は可能なのでしょうか。私には二つ疑問があります。一つは、この民法七五〇条の持つている、どちらかの姓を選ばなくてはいけないという差別性が本当に解決するのかということ。要するに、通称使用の法制化と同じじゃないかという疑問です。もう一つは、戸籍法だけを見て、民法をいじらないということが実務的に可能なかという疑問です。

【回答】青野訴訟は通称名というか、戸籍上の氏で婚姻前の氏を名乗れるようにすべきだという発想で、これは、二〇一五年一二月に最高裁大法廷が違法ではないと言っているの、それから二年半しか経ってないのに争っても、違憲を勝ち取るのは難しいという政策的配慮があります。民法上は別に夫婦同氏でもかまわない。だけど、戸籍上は自分の旧姓が使えるということ。戸籍上の氏ですから、パスポートも社会保険も給与も税金も、

ありとあらゆる場で戸籍上の氏として旧姓が使えます。

ただ、子どもの氏は民法上の氏として夫婦同氏ですから、どちらかの氏を名乗ることになる。それでも戸籍上の氏はお父さんの氏を名乗りますとか、お母さんの氏を名乗りますという自由はあるかもしれない…。こうしてわけのわからない話になっていくのです。最高裁の民法合憲判決をくぐり抜けるための苦心の産物であるということはよくわかるのですが、通称使用の法制化に限りなく近づいていきます。私も、民法という社会生活の基本となる法律で、同氏別氏が選択できないということとは、本当の解決にはならないと思います。

だから、私は必ずしも青野さんたちの訴訟と同じ見解ではありません。だけど、いろんな立場から議論した方が面白いし、相乗効果があると思います。ですので、応援しています。

●個個からカフェアンケートより

☆どうしてこんな当然の要求が通らないのか、本当に不思議な日本！三権分立は名のみでしかなく実質が伴ってこない。(ranhouse)

☆(別姓訴訟は)奪われているものを取り戻す、大切な人権裁判だと思っています。(よーちゃん)

☆法が通りそうだったのもあり、別姓にしていますが、なかなか通らずモヤモヤとしています。通称では本人確認ができず、「そんな人はこの世にいない」状態です。こちらからは、改姓の名の方こそ、そんな人はいない感覚ですが。時間が少しずつ世論を変えている気はしてます。(さくら)

☆明治の頃の制度の流れは、同姓というあり方があたり前のものでないと理解できた。あまり力になれませんが、いろんな裁判が行われているので不当な最高裁判決を乗り越えて行けるのではないかと思います。(AS)

☆改姓したのでこの問題について実は深く考えたことがありませんでした。とはいえ「家」に縛られていた気がします。今後選択が導入され個々が尊重されていく未来になることを強く願います。

☆選択的別姓でなく、はじめから別姓を支持します。戸籍はなくなるべきです。(A)

☆現代の人が言う伝統は、いつの伝統なのか、「作られた」伝統がたくさんあるのではないかと思います。「選択的」であって「強制」でない別姓なのになぜ反対？とは思います。別姓の社会というのをみんなが想像できることも大切かと。(H)

☆家制度に戻っていくことをよしとする国会内の勢力が強い中で憲法改正とも大きくつながっていく保守化の波と闘っていく裁判の難しさと意義を考えます。(S.K)

☆個人単位の社会実現の動き、がんばっていければと思います。(J.E)

☆「いろいろな方向からの議論が深まればいい」と言われたのは、そのとおりだと思います。ゲリラ戦法も含めて。(S)



菊地 利奈さん

” 私たちの裁判 ” だから

陳述書を出しました



村上 恵理子さん

● 村上 恵理子

若い世代に希望を

女性差別が深刻なのは家族の中

私は二三年前に法律婚をし、その後通った専門学校と二つの勤務先では、旧姓を通称名として使っていました。四年前に体調を崩し失職し、専業主婦となりました。二〇一五年の最高裁の判決では、「改姓によるアイデンティティーの喪失は、旧姓の通称使用で緩和されている」とのことでしたが、専業主婦はどこで通称名を使えばいいのでしょうか？

失職後の、夫の姓ばかり名乗る日々に、また再び深い自己喪失感を感じ、結局、完全夫婦別姓にするため、夫とは離婚届を提出し、事実婚関係となりました。離婚届を出し、戸籍上も村上姓を取り戻したとき、私は結婚以来初めて、夫と平等な立場になったという充実感がありま

した。私にとって、夫の姓になるということは、夫への従属でした。

二三年前、「私が女性である」というただ一つの理由により、私は改姓を余儀なくされました。夫の父から、「(夫が)名前を変えることは、許さん！」と言われ、夫の実家に挨拶に行くと、夫の父に「あんたのうちの人が断然格が上だが、あんたは本当にうちに来るんか？」と聞かれ、心の中では、「このうちに来るわけではなく、この人と結婚するだけ」と思っても、「はい…」と言うしかありませんでした。

さらに、結納はしない予定だったのに、夫の両親は、私たちにも私の両親にも全く相談なく、結納金と結納の品を私の家に持って来られ、そこで、夫の母は「うちがもらう方ですから」を連呼していたそうです。結納金が人身売買金に思えました。

戦後、新しい民法ができ、女性を家から解放するため、旧民法の「妻八婚姻ニ因リテ夫ノ家ニ入ル」という文言はなくな

り、戸籍も結婚したら親の戸籍から独立し、夫婦で新しい戸籍が作られることになりました。にもかかわらず、このような家制度的で女性差別的な価値観が日本社会に色濃く残っているのは、夫婦別姓が認められていないからではないでしょうか。

「嫁（婿）に行く／もらう」「嫁ぐ」という言葉は、戦後、死語になっていてもおかしくないのに、未だに残っているのは、やはり夫婦同姓を強制している現民法のせいだと思います。

ジェンダーギャップ指数が常に先進国の中で最底辺の日本ですが、最も女性差別が深刻なのは、政治の場でも経済の場でもなく、家族の中ではないでしょうか。家庭内に性的役割分業が根強く残っているのも、家庭内が男女不平等だからだと思います。この多くの日本人の中にある女性差別感を払拭する力が選択的夫婦別姓にはあると思います。

正直に言って、事実婚には多くの不利益があります。しかも、私たち夫婦は、私が夫の税法上の扶養になり、経済的損

失を被らないために、毎年、年末に婚姻届を提出し、翌一月一日に離婚届を出すという行為を繰り返しています（所得税法上の扶養は、一二月三一日の状態で判断されるため）。

経済的損失というのは、所得税や市民税の配偶者控除分や、市民税をもとに子どもがいる低所得者に支給される就学支援金、就学援助、児童手当などです。私が税法上の扶養から外れることにより、合計で年間最大五〇万円弱の損失を被ることになります。当然、私たちの戸籍はぐちゃぐちゃになります。やむを得ません。

このような事実婚に伴う不利益は、政治家へも電話やFAXなどで訴えています。現政権が選択的夫婦別姓に否定的なため、前向きな返答は全くもらえません。やむを得ず、私が日本国籍を捨て、外国籍を取得し、日本人の現夫と婚姻届を提出することを検討しています。

日本人が外国人と婚姻する場合、合法的に夫婦別姓にすることができますし、

外国人配偶者でも税法上の扶養にもなれ、相続権もあるからです。日本人同士の実婚夫婦より、よほど安定した生活が送れます。しかし、日本という国は、母国を捨てる選択までしないと、法的に夫婦別姓が実現しないのでしょうか？

娘が高二のときに言っていた言葉が胸に刺さります。「こんなに女性差別が根深く残る日本に、女として生まれた時点で既に負け犬だ」。若い世代にこのような絶望感を与える日本でいいのでしょうか？

男性でも、女性でも、自らの姓を選ぶことができ、家族内の男女平等を促すことのできる選択的夫婦別姓の早期法制化を願ってやみません。



国境を越えられない 事実婚・通称使用

私は、日本の大学に経済学部准教授として在職、現在オーストラリアにて在外研究をおこなっています。夫婦ともに研究職で、一九九九年の挙式後も、それぞれが日、米、豪の大学に所属を変え別居生活でした。私のこれまでの研究業績、国内外の修士号・博士号はすべて「菊地」のため、事実婚を選択し、「菊地」のまま研究を続けました。

出産を控えたとき問題が起きました。その時夫はオーストラリア、私は日本で働いていましたが、産休・育休中、夫とキャンベラで共に暮らすことを計画し、永住権 VISA が必要になりました。事実婚では永住権 VISA が申請できないため仕方なく、二〇〇九年に、私が夫姓

〇に改姓するかたちで婚姻届を提出しました。

改姓後も、「菊地」を通称使用しました。それにより、国外からの招聘状には「菊地」で、パスポート名は〇。これでは入国が困難になることもあります。招聘先が手配した「菊地」の航空券、〇のパスポートでは搭乗できません。国内出張時でも、「菊地」の航空券や「菊地」執筆の原稿に、謝金の振込先は〇。書類上「他人名義の銀行口座への振り込み」ということで、何度もめめました。手続きが煩雑なので、謝金の辞退を申し出たことも一度や二度ではありません。これらはすべて仕事に支障をきたし、経済的な不利益を生んでいます。

オーストラリアでの育休終了後日本に帰国し、保育園の手続は戸籍名、こどもの姓の〇でおこないました。役所がインターネットで職場を確認すると、大学には〇は存在しません。大学に存在するのは准教授「菊地」なのです。疑念が抱かれ、社会的信用が損なわれる実害が生

じます。通称使用とは「旧姓・新姓が記載してあり、同一人物であることを証明する書類」、つまり戸籍謄本を提示しなければ、疑惑の目で見られるような行為である、ということです。

その後在外研究で再度渡豪し現在に至りますが、娘の出生証明書を、オーストラリアの役所に申請したときに問題が起きました。パスポートと運転免許証の提示を求められたのですが、運転免許証は菊地で、パスポートと永住権 VISA は〇です。日本では婚姻届に同姓が強制されるので旧姓を通称使用していること、そのためパスポートと免許証の姓が違う説明で手続はしてくれましたが、「このままでは、あなたは二人の人間になりすましていくことになるので、どちらかに統一しなければいけない」と注意を受けました。日本国内では「旧姓の通称使用」は一定の理解が得られ、戸籍謄本の提出で本人確認はできます。しかし、婚姻改姓の制度がない当地では、職場（大学）、銀行口座、免許証、著作物、すべて「K

i k u c h i」である私が、○のパスポートを持っていることは、二つの姓を持ち別人物になりすましているといわれるのです。日本国外では二つの姓を持つことは、あらゆる疑いをかけられ、社会的信用を失い、犯してもいない犯罪行為を疑われることにもなり、想像もしないような大問題に発展する可能性があるのです。

どちらかの名前に統一するには、離婚手続きを経てパスポートを旧姓菊地にする、または私のオーストラリアでの身分証明書をすべて○に変更するかのどちらかです。○になれば、私は「菊地」として大学内・学会内で活動できなくなり、過去の研究業績及び著作物を、○に変更することは不可能です。改姓するとすることは、これまでの「菊地」のすべての業績を失うことになり、実質、私の研究者生命は死を迎えることになるのです。

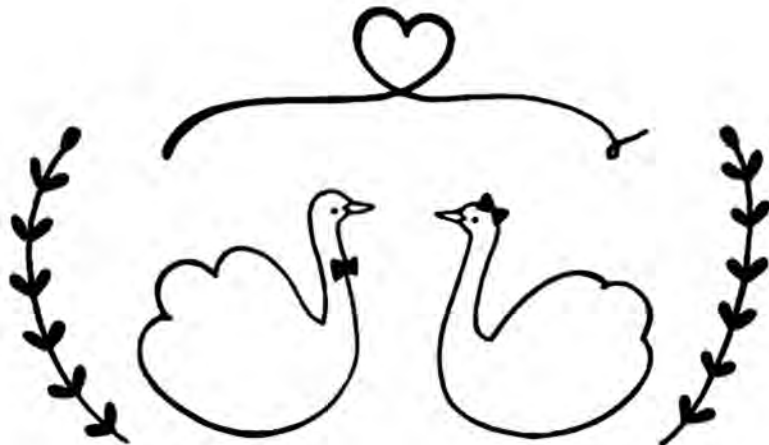
このような悩みは、国際社会ではほとんど理解されません。二一世紀の「先進国」では、個人の選択を尊重し、選択的

別姓が認められているからです。

知人の、日本人同士以外の夫婦の多くは別姓ですが、こどもがいて、家族として暮らしているのがごく普通であり、夫婦別姓のために家族の絆が弱いという例を私は知りません。

女性が職業を持ち、家庭も持ち、こどもも育て、生涯を過ごせるような社会に日本が変わらなければ、日本から国外への知識の流出は今度ますます進むでしょう。日本国籍を捨て、オーストラリア国籍を取得し、この姓の問題から解放されたい、と考えているのは私だけではありません。日本国内で選択的夫婦別姓が認められるか認められないか、というのは、私にとっては日本国籍を捨てるか捨てないかを意味しているのです。

(提出陳述書抄録)



エール、エール、エール!

最高裁判決の誤りを修正したい



夫婦別姓訴訟弁護団長
・弁護士

榊原 富士子

政治が動かないときの人權の皆は裁判所。夫婦別姓という生き方・選択肢をどうしても必要とする人がこんなにたくさんおられるのかと、今の時代のパワーを、裁判をしなからひしひしと感じています。「私の名前は祖父母が氏名全体の画数を考えて、〇〇と名付けてくれました。大好きな祖父母からの贈り物です」「私と夫は、お互いに相手が改姓することを望まないという、その一点のみのために、法律上の夫婦となることができず、一七年がたちました。」など、次々と法廷で訴え続け

る原告たちと、全国からのたくさんの方の支援。氏と家族の一体感に関係ないと、六四%以上の国民が世論調査で答えています。

それなのに同氏と家族の一体感の醸成をすべての家族にあてはめてしまった二〇一五年の最高裁判決の誤り・時代錯誤性を、必ず同じ最高裁で修正させたいと思っています。憲法が最も大切にされる価値である「個人の尊厳」と「平等」が日本の社会にしつかり根づきますように。

夫婦同姓強制は常識外れ



原告
山崎 精一

立川支部での原告の山崎精

一です。私は三六年前から事実婚をしています。当時も別姓婚を求める運動があり、関心は持っていました。直接運動に関わることはありませんでした。二〇一五年一二月の第二次訴訟の合憲判決にショックを受け、やはり他人任せではなく、自分も声を上げていかななくては、と思いました。第二次訴訟が始まっていることを新聞で知り、急いで榊原弁護士に連絡を取り、原告に加えて頂いた次第です。

一月二四日、立川支部で原告としての意見陳述を夫婦で行い、無事に終わりほっとしているところでした。私は三人の子供たちとは姓が異なりますが、家族がバラバラになることもなく、子供たちはみな立派に成人して独立しました。私たちの親と私たち夫婦、それから子供たちと三代にわたる家族の別姓結婚を巡る想いを語らせてもらいました。また世界的にみて夫婦同姓を法律で強制する日本の現状がいかに常識外れであるか、訴えました。

最後に「選択的夫婦別姓は一部の少数派の女性だけの問題ではなく、すでに結婚している多くの男女、これから結婚しようとする全ての男女に関わる問題です。」と述べました。この思いが裁判官に届き、良い判決が出されることを期待しています。

チャレンジャーに敬意



応援団・弁護士
野曾原 悦子

一九九六年以降、細々とではありますが情報発信を続けてきた者から感想を。

この問題は政治や社会の根本に関わる問題であるという側面ばかりが強調されて、それがために世間に誤解され敬遠されてきてしまっていたと思います。情報発信をしてきた私たちのやり方のまずさの問題でもありました。

しかし、今や、政治嫌い(?)であつてもキャリアやビジネスで必要な人たちはほとんど通称使用をしています。夫婦別姓は当たり前となり、世間の誤解も溶けてきました。

そうした中で先の最高裁判決。結論として違憲とはなりませんでしたが、「次の裁判ではこうはいかないよ、違憲となつたら待たないよ、だから法改正に備えて今から国は準備をするように。」とも読める判決だつたと思うのです。

次の裁判にチャレンジしている原告の方々に敬意を表します。

学び、
つながっていく場を



応援団
大津 洋子

この国で女性であるという

ことで、たくさんの方を諦めてきました。結婚で名前を変えたこともそう。「ま、いいか」を口ぐせに。

わたしにとつて名前を変えたことはたくさんの中の一つだつたけど、恩地さんは名前の大切さに早くから気づいていました。

わたしと恩地さんの出会いは、二〇一三年の大河公民館男女共同参画講座「家族観は変わったのか？家族をめぐるジェンダー的民法体験」に弁護士の野曾原悦子さんとともに講師として来ていただき、選択的夫婦別姓についてお話いただいたのがきっかけです。今、不慣れな訴訟という形で声を上げた恩地さんの、これまた不慣れな応援団に手を上げました。

二宮周平さんにもお越しいただいた『個別からカフェ』。こうした学び、つながっていく場を続けたい。そして「女性の人権を大切にして」というささやかで基本的な大切な夢をひとつ叶えたいと思います。

この程度の「最低限の自由」
認めろよ！



夫婦別姓訴訟弁護団
広島担当 弁護士
野口 敏彦

子どものころ、母方の祖父に、母親の名前の由来を聞いたことがある。

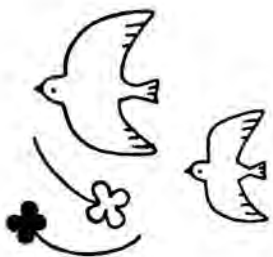
その時の祖父の答えは、「女の子は結婚したら名字が変わるから、どんな名字にも合うような名前を付けた」だつた。その時、子ども心に「ん？」と思つた。「女の子は結婚したら名字が変わる」ということが、あまりにも当然の前提とされていたからだ。

私は、父がかなりの合理主義者だつたからか、「所与の前提」というものが好きではない。「普通」とか「常識」という言葉も同じだ。何が「普通」かなんて誰にも分からないし、「常識」というも

のも要するに多数決の問題だと思つている。

結婚や家族という極めてプライベートな問題に「普通」や「常識」を持ち出すことはナンセンスではないか？ 誰かが作った「普通」に従つていけば、全ての人が幸せになれるとでもいうのか？ 他人に従うことが嫌いな私には、土台無理な話である。

言い古されたことだが、別姓の問題は、他人に迷惑をかける要素が何もない。この程度の「最低限の自由」くらいツベコベ言わずに認めろよ、そんな想いで、この訴訟に携わっている。



日本人の男性と結婚して 自分の問題に



第1次別姓訴訟原告・
「別姓訴訟を支える会」副代表
小国 香織

結婚するとき夫婦のどちらかが、多くは女性が名を変えなければならぬと知ってショックを受けたのが中学生の頃です。

それ以来ずっとこの問題に気にかけていましたが、縁があつて日本人男性と結婚することになり自分の問題となりました。

民主党中心の連立政権になつても実現しなかつたことが裁判に訴えようと思つたきっかけでした。多くの先輩たちが政治に働きかけてもだめだったことにしびれを切らしての提訴です。それだけに四年十カ月後の最高裁での「合憲」判決はととても悔しかったです。

弁護士さんたちが全力を尽くしてもダメで、二回目の裁判なんてあるんだろうかと思つていましたが、二年余りたつてまた立ち上がってくれたので、できることをお手伝いしようと思つて活動に関わっています。

歴史の大転換を 見届けたい



「別姓訴訟を支える会」
代表
福沢 恵子

二〇一五年十二月十六日に最高裁が夫婦同姓を強制する現行の民法を「合憲」と判断した時、「ウツソー！」と叫んだ人は日本中にいたはず

です。勿論私もそのひとり。「違憲」判決を信じて「三十年余りの事実婚生活もやつと終わる」と思っていただけに、悔しさと落胆で数日間は何も手

に付きませんでした。しかし「このままで終わらせてはならない」そう思つたのは私だけではありませんでした。

二〇一八年春、選択的夫婦別姓を求めて東京、広島、ニューヨークで新たに原告の皆さんが立ち上がってく下さいました。将来この年は「再起の年」として多くの人の記憶に刻まれることになるでしょう。

選択的夫婦別姓の実現は家族のあり方を変えるだけでなく、日本の社会そのものに風穴を開ける可能性を秘めています。「本当はそうしなくてはいいけれど、みんながそうしているから仕方なく従う」という同調圧力や、合理的な根拠のない性差別から解放されて誰もが自分らしく生きられる社会を作りたい！

今度こそ、選択的夫婦別姓を実現させて、歴史の大転換をこの目で見届けたいと願っています。

(順不同)

「別姓訴訟を支える会」のWEBサイトは <https://bessei2018.wixsite.com>
会員登録（無料）で、最新情報のメルマガをお届けします！

訴訟へのご寄付は

【別姓訴訟を支える会・口座】

三菱UFJ銀行京橋支店（店番023）

普通預金口座0688578

口座名義：別姓訴訟を支える会

個別からカフェへようこそ

それぞれの別姓に寄せる思いを掘り起こしたり、理論を獲得したりしつつ、仲間の輪を拡げられたらと、ときに講座、ときにおしゃべり会、つまりなんだってありの場です。場所は、平和・環境・人権などに向き合うユニークなスペース・ハチドリ舎（平和公園傍）。飲み物片手に別姓訴訟についての話に耳を傾け、語り合っています。



第1回 ●『選択的夫婦別姓』を通して気づくこと

(2018年5月13日(日))

お話：土屋 聡 さん

(1991年から事実婚、公立小学校教員、宮城県在住、別姓を考える会、「別姓通信」担当)

恩地 いづみ さん

(第2次別姓訴訟@広島原告)



土屋 聡さん

第2回 ●別姓おしゃべり会

(同6月30日(土))

<話題提供>

藤井 純子 さん

(通称別姓)

…通称使用の実感や別姓をめぐる



第3回 ●夫婦別姓？よその国ではどうなってる？

(同9月28日(金))

オーストラリアでは：豊田 悦子 さん(メルボルン在住)
結婚改姓や子どもの姓に関する法律はない。結婚証明書には二人の姓が記載される。

イギリスでは：貫名 緑 さん(広島市在住)
国際結婚で日本で夫婦別姓法律婚。イギリスでは法律婚と市民パートナーシップ(事実婚)がある。

韓国では：安 くんじゅ さん(広島市在住)
女性の結婚改姓はない。以前は儒教的男尊女卑によったが、現在はアイデンティティとして定着。

コメンテーター：井上 嘉仁 さん(憲法学・広島大学准教授)
…憲法13条・14条の延長線、または同心円としてしか24条をみていないことが問題。24条に独自の法力を見出すことが重要。



貫名 緑さん



豊田 悦子さん



安 くんじゅさん



井上 嘉仁さん

第4回 ●新たな「別姓訴訟」が拓く未来

家族の多様性と個人の尊重という視点から

(同12月16日(土))

お話：立命館大学法学部教授

二宮 周平 さん(講演録別掲)

第5回 ●別姓訴訟を楽しもう

～裁判書面を読んでみよう～

(2019年3月10日(日))

お話：弁護士 飯岡 久美 さん

(ひまわり法律事務所、第2次別姓訴訟@広島担当弁護士)

第6回 ●提訴1周年記念カフェ

「フツアの家族」の呪いを解こうPart1

(2019年5月25日(土)14:00～)



お話：広島大学准教授

北仲 千里 さん

第2次別姓訴訟原告

恩地 いづみ さん



北仲 千里さん

選べる社会に

夫婦別姓

夫婦が望めば別々の姓を名乗ることができる「選択的夫婦別姓」の導入を求める声が強まっている。こうした入ったてを公的機関が各地で、夫婦別姓を認めない民法の規定に異を唱える訴訟が相次いでいる。原告たちの声に耳を傾ける。現制度のままでは異音が浮かび上がる。

(編集者 知美)

広島などで訴訟相次ぐ 現制度不具合浮かぶ

広島市南区の医師、恩地いづみさん(62)は東京、広島、男女が同時に起こした訴訟の原告の一人。夫婦同姓を義務付ける民法が戸籍法の規定は、婚姻の目的を侵害してお違憲としたとして、国に損害賠償金を求める広島地裁に提訴した。「名前が私を指すもの。名字を変えないと法律婚が認められないのはおかしい」と訴える。

医師の夫と結婚し、一度は改姓した。職場では旧姓の恩地を通して使っていた。周囲からは不思議がられた。自分から改姓しない夫と話し合い、結婚7年目、形式的に離婚、30年近く専業主婦を続け3人の子どもを育てた。

押し付けに抵抗 家族は納得しているのに、自分らしくいられ、多様な価値観を押し付けられることに抵抗を感じる。「誰かが勝手に改姓するべきだ」と、夫婦は同じ姓にするべきだという価値観を押し付けられる。

「互いの命を大切にすることで、絆を深める夫婦もいる」と恩地さん(広島市中区)。

生きたるべき社会になつてほしい」と語る。仕事上の理由から別姓を望む人も。東京の40代の看護師女性は、恩地さんと同じに原告となった。女性はキャリアの断絶に悩む。恩地さんは「民法が定める男女平等や、個人の自由と尊厳の観点から議論を進めてほしい」と話している。

「私たちのような家族も法的に認めてもらいたい」と女性。同姓を望む人を否定するわけじゃない。たゞ選択肢を広げてほしいだけなのに、なぜ難しいのでしょうかと力を込める。

9割以上が女性 結婚後に改姓しているのは9割以上が女性のため、選択的夫婦別姓は女性の問題を捉えられがちだが、男性がもつ制度の見直しを求める声も上がっている。

夫婦の姓を巡る各国の制度

同姓	日本	夫か妻の姓に統一
選択できる	ドイツ	夫か妻の姓に統一／夫と妻が別の姓／互いの姓を並べた結合姓(姓を変更する側だけ)から選べる
	スウェーデン	夫か妻の姓に統一／夫と妻が別の姓／結合姓から選べる
	フランス	夫か妻の姓に統一／夫と妻が別の姓／結合姓から選べる
	タイ	夫か妻の姓に統一／夫と妻が別の姓から選べる
	韓国	夫と妻が別の姓
別姓	中国	夫と妻が別の姓
	米国	州によって異なる

※NPO法人「ネット・民法改正情報ネットワーク」の資料などを基に作成

通称使用の拡大は、夫婦別姓を巡るの議論の解決策になるのだろうか。2015年に最高裁は、夫婦同姓を義務付ける民法570条の規定を「合憲」と判断。その理由の一つに挙げられたのが、改姓の自由利益は、旧姓の通称使用が広がることで一定程度は緩和される点だ。

通称使用の拡大は、夫婦別姓を巡るの議論の解決策になるのだろうか。2015年に最高裁は、夫婦同姓を義務付ける民法570条の規定を「合憲」と判断。その理由の一つに挙げられたのが、改姓の自由利益は、旧姓の通称使用が広がることで一定程度は緩和される点だ。

「互いの命を大切にすることで、絆を深める夫婦もいる」と恩地さん(広島市中区)。

生きたるべき社会になつてほしい」と語る。仕事上の理由から別姓を望む人も。東京の40代の看護師女性は、恩地さんと同じに原告となった。女性はキャリアの断絶に悩む。恩地さんは「民法が定める男女平等や、個人の自由と尊厳の観点から議論を進めてほしい」と話している。

「私たちのような家族も法的に認めてもらいたい」と女性。同姓を望む人を否定するわけじゃない。たゞ選択肢を広げてほしいだけなのに、なぜ難しいのでしょうかと力を込める。

9割以上が女性 結婚後に改姓しているのは9割以上が女性のため、選択的夫婦別姓は女性の問題を捉えられがちだが、男性がもつ制度の見直しを求める声も上がっている。

自由・尊厳の観点で議論を

通称使用の拡大は解決策か

世界的には、法律で夫婦同姓を義務付ける国は日本以外に見当たらない。夫と妻がそれぞれの姓を選べり、夫と妻の姓を並べた結合姓を選べたりする国もある。日本では、民法改正情報ネットワークの坂本洋子理事長は指摘する。世界的には「憲法が定める男女平等や、個人の自由と尊厳の観点から議論を進めてほしい」と話している。

「私たちのような家族も法的に認めてもらいたい」と女性。同姓を望む人を否定するわけじゃない。たゞ選択肢を広げてほしいだけなのに、なぜ難しいのでしょうかと力を込める。

9割以上が女性 結婚後に改姓しているのは9割以上が女性のため、選択的夫婦別姓は女性の問題を捉えられがちだが、男性がもつ制度の見直しを求める声も上がっている。

「私たちのような家族も法的に認めてもらいたい」と女性。同姓を望む人を否定するわけじゃない。たゞ選択肢を広げてほしいだけなのに、なぜ難しいのでしょうかと力を込める。

あした 夫婦同姓・別姓「選べる」になあれ

頒価 300 円

発行日 2019年5月24日
 発行所 第2次別姓訴訟@広島応援団
 tel/fax : (082) 285-2105
 mail : onji.i@nifty.com

bessie

